

神奈川県監査委員公表第 6 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 23 年 3 月 18 日

神奈川県監査委員 木 原 英 和
 同 高 岡 香
 同 長 峯 徳 積
 同 国 吉 一 夫
 同 此 村 善 人

- 1 監査実施箇所名
教育局教育財務課まなびや計画推進室
- 2 監査実施日
平成 21 年 7 月 22 日（平成 21 年 6 月 16 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 65 号）神奈川県監査委員公表第 15 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 契約事務において、調査業務委託の入札執行に当たり、不適切な事務処理が行われているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、設計書作成過程において調査項目を誤つたことに加え、入札事務関係法規についての理解が不十分であつたことによるものである。 今後は、複数の職員により設計書を確認できる体制を整えるとともに、法規に従い適正な入札事務の執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
教育局子ども教育支援課
- 2 監査実施日
平成 21 年 7 月 23 日（平成 21 年 6 月 12 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 65 号）神奈川県監査委員公表第 15 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 特別支援学校における賃貸借契約（長期継続契約）に当たり、本課として不適切な契約方法を指示していた。</p>	<p>指導事項については、賃貸借契約（長期継続契約）への理解不足から、当該校に対し不適切な契約方法を指示していたものである。 当該校に対しては、是正について通知し、</p>

	<p>既に措置済みである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、経理事務に関する知識の修得により一層努めるとともに経理担当課と情報を共有することにより、適正な事務処理を徹底することとした。</p>
--	---

- 1 監査実施箇所名
教育局子ども教育支援課児童生徒指導室
- 2 監査実施日
平成 21 年 7 月 23 日（平成 21 年 6 月 12 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 65 号）神奈川県監査委員公表第 15 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>支出事務において、協議会に出席した委員の旅費の支払に、3月を超えて遅れているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、支出事務に必要な書類の収受に時間を要したことによるものである。</p> <p>今後は、協議会等開催の事前に電話等で必要書類の記載内容を確認するなど、適正な書類の入手のため、あらかじめ手段を講じるよう努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
教育局保健体育課
- 2 監査実施日
平成 21 年 7 月 23 日（平成 21 年 6 月 9 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 65 号）神奈川県監査委員公表第 15 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>支出事務において、児童生徒等健康診断検診器具滅菌業務委託に関する履行確認が不十分であったことから、鼻鏡 280 本分、12,642 円が支払われていなかった。</p>	<p>指導事項については、履行確認時の検査が不十分であったことによるものである。</p> <p>支払われていなかった分については、平成 21 年度予算で対応することとし、平成 21 年 7 月 23 日に業者へ支払を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数職員による確認体制を強化することにより、検査を徹底することとした。</p>

-
- 1 監査実施箇所名
神奈川県湘南三浦教育事務所
 - 2 監査実施日
平成 21 年 9 月 10 日（平成 21 年 9 月 3 日職員調査）
 - 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 65 号）神奈川県監査委員公表第 15 号
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 支出事務において、スクールカウンセラーの報酬が取扱要領に定められた日に支払われていなかった。	指導事項については、予算執行の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、事業実施課、該当校、事務所事業担当者及び支出担当者との連絡を密に行い、適正な事務執行に努めることとした。

-
- 1 監査実施箇所名
神奈川県横浜給与事務所
 - 2 監査実施日
平成 21 年 9 月 4 日（平成 21 年 8 月 20 日職員調査）
 - 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 65 号）神奈川県監査委員公表第 15 号
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 収入事務において、通勤手当の返納手続に当たり、過年度の戻入とすべきものを現年度の収入としていた。	指導事項については、職員相互の点検が十分に機能しなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、出納整理期間における事務処理について、全職員に周知し、職員相互間での事務の進行管理を徹底することとした。

-
- 1 監査実施箇所名
神奈川県立近代美術館
 - 2 監査実施日
平成 21 年 5 月 15 日（平成 21 年 4 月 14 日職員調査）
 - 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 7 月 31 日（神奈川県公報号外第 45 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

--	--

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、謝礼金に履行確認後3月を超えて支払っているものがあった。</p>	<p>指導事項については、美術館活用推進委員会委員謝礼の支払に当たり、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、執行状況確認表を作成し、主任及び副主任を中心とした複数の職員による相互の進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立体育センター
- 2 監査実施日
平成21年5月27日（平成21年4月7日及び8日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成21年7月31日（神奈川県公報号外第45号）神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支出事務において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める対価の支払の時期を超えて支払っているものがあった。 2 契約事務において、芝生管理業務委託に当たり、一括して入札執行すべきところを分割して随意契約していた。 3 物品管理事務において、パーソナルコンピュータの管理が不適切であった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導事項の支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、状況により決裁期限を明記し、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、執行計画の全体的な把握が十分でなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、全体計画の把握を徹底することにより、計画的な事務執行に努めることとした。 3 物品管理事務については、年数経過した物品の管理が不十分であったことによるものである。所在を確認した後、必要な手続（不用決定及び廃棄）を行った。 今後は、このようなことがないよう、定期的に物品の現況確認を行い、適正な管理に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立歴史博物館
- 2 監査実施日

平成 21 年 2 月 3 日（平成 20 年 12 月 10 日職員調査）

- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 7 月 31 日（神奈川県公報号外第 45 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 支出事務において、特別展の図録印刷代に履行後 3 月を超えて支払っているものがあつた。	指導事項については、支出事務の進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で事務の進行状況を確認することにより、管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立鶴見高等学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 1 月 13 日（平成 20 年 12 月 2 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 7 月 31 日（神奈川県公報号外第 45 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であつた。 1 予算の執行に当たり、学校評議員に係るボランティア事故共済の加入及び支出時期が適切でなかつた。 2 契約事務において、複数年度を借用期間とする印刷機の契約 2 件について、自動更新条項付きの単年度契約を締結していた。	1 指導事項の予算の執行については、進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、執行状況確認表を作成するとともに、複数の職員による相互の進行管理を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、関係法令の理解が不十分であつたことによるものである。 今後は、関係法令の周知徹底に努めるとともに、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立神奈川工業高等学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 6 月 11 日（平成 21 年 5 月 8 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 65 号）神奈川県監査委員公表第 15 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

--	--

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 予算の執行において、備品の購入時期に不適切なものがあった。</p>	<p>指導事項については、購入物品の機種選定が大幅に遅れたことにより、年度末の執行となってしまったものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立神奈川総合高等学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 1 月 13 日（平成 20 年 12 月 3 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 7 月 31 日（神奈川県公報号外第 45 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、規程に定められた事務処理を行っていなかった。 2 所得税の納付において、納付期限後に支払っているものがあった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導事項の財産管理事務については、財産関係規程の運用についての理解が不十分であったことにより発生したものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規程の周知を徹底し、規程に定められたとおり、適正な事務処理を行うこととした。 2 所得税の納付については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事務室予定表に記載し、複数の職員による相互の進行管理を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立金沢総合高等学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 1 月 29 日（平成 20 年 12 月 11 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 7 月 31 日（神奈川県公報号外第 45 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項)	

<p>次のとおり事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支出事務において、講師謝金に履行確認後3月を超えて支払っているものがあつた。 2 契約事務において、エレベータ保守点検業務委託の契約書に自動更新規定のある契約書を使用していた。 3 財産管理事務において、売店に係る教育財産の目的外使用許可の手続をとっていなかった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導事項の支出事務については、進捗管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、講座の日程を把握し、職員間の連絡を密にするなど、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、精査せずに契約書を作成したことによるものである。 今後は、複数の職員による点検を厳密に行い、適正な契約を結ぶこととした。 3 財産管理事務については、初年度は教育長へ使用許可申請書を提出しなければならないことを失念したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、財産担当と収入担当の連絡を密にし、複数の職員で確認をすることとした。
---	---

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立田奈高等学校
- 2 監査実施日
平成21年1月14日（平成20年12月2日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成21年7月31日（神奈川県公報号外第45号）神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、複数年度を借用期間とする印刷機の貸借契約に当たり、自動更新条項付きの単年度契約を締結していた。	指導事項については、関係法令の理解が不十分であつたことによるものである。 今後は、関係法令の周知徹底に努めるとともに、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立横浜緑園総合高等学校
- 2 監査実施日
平成21年7月3日（平成21年5月13日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成21年11月2日（神奈川県公報号外第65号）神奈川県監査委員公表第15号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項)	

<p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 契約事務において、校内LAN整備工事に当たり、予定価格を定めずに見積合せを行い、契約を締結していた。</p> <p>2 財産管理事務において、所要の事務手続をとらずに、私費でエアコンを設置していた。また、当該エアコンの使用に伴う電気料の支払に当たり、事務手続が不適切であった。</p> <p>3 庶務事務において、スクールカウンセラーの報酬1件、14,000円が未払いであった。</p>	<p>1 指導事項の契約事務については、神奈川県財務規則についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規則の周知徹底を行い、適切な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務のエアコンの設置については、財産管理関係法規についての理解が不十分であったことから、本校保護者団体のエアコンの設置について、教育財産目的外使用許可を行っていなかったものである。また、電気料の支払については、財務会計についての理解が不十分であったことにより、私費で支払をせず、県費負担で支出をしていたものである。 今後は、このようなことがないように、関係法規を周知徹底するとともに、関係機関と連絡を密にし、適切な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 庶務事務については、支出事務についての進行管理が不十分であったことによるものである。 未払分については、平成21年5月22日に本人に支払った。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制をなお一層徹底するなど、事務処理体制の強化を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立荏田高等学校
- 2 監査実施日
平成21年6月3日（平成21年4月27日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成21年7月31日（神奈川県公報号外第45号）神奈川県監査委員公表第10号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 物品管理事務において、備品の使用に当たり、物品管理票を提出させていないものがあった。</p>	<p>指導事項については、物品購入時、速やかに物品管理票を提出させなかったことなどによるものである。 現在は、備品購入後、速やかに物品管理票を提出させており、今後も一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立城山高等学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 4 月 15 日（平成 21 年 2 月 24 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 7 月 31 日（神奈川県公報号外第 45 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 庶務事務において、通勤手当 1 件、13,010 円を通勤方法が変更された後も返納していなかった。</p>	<p>指導事項については、関係規程の理解が不十分であったため、適切な変更手続がなされずに、返納されなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、確認体制を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立七里ガ浜高等学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 6 月 15 日（平成 21 年 5 月 21 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 65 号）神奈川県監査委員公表第 15 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 契約事務において、渡り廊下屋上防水シート補修工事に当たり、設計書等の積算内訳を作成しないなど事務処理に不適切なものがあつた。</p>	<p>指導事項については、財務関係規程に対する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規程の再確認を行い適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立大船高等学校
- 2 監査実施日
平成 20 年 12 月 2 日（平成 20 年 11 月 13 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 4 月 24 日（神奈川県公報号外第 27 号）神奈川県監査委員公表第 5 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容

<p>(指導事項) 一般廃棄物運搬委託契約において、収集運搬業許可のない業者と契約していた。</p>	<p>指導事項については、関係法令等の理解が不十分であったことにより生じたものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令等の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立湘南高等学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 6 月 11 日（平成 21 年 5 月 21 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 65 号）神奈川県監査委員公表第 15 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、物品の購入に当たり、一括して入札執行すべきところを分割して随意契約していた。</p>	<p>指導事項については、再編整備に係る物品の購入を計画的に行わなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、適切な進行管理を行い、早期に全体の計画を確定することで、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立茅ヶ崎高等学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 6 月 9 日（平成 21 年 5 月 21 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 7 月 31 日（神奈川県公報号外第 45 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に係る変更使用許可書が作成されていなかった。</p>	<p>指導事項については、使用許可に係る誤りを是正するに当たり、使用料の還付及び調定を急いだため、改めて正しい内容に変更許可する手続が漏れてしまったものである。 今後は、まず当初の許可の時点での誤りを無くすため、複数の職員による確認体制</p>

を強化するとともに、是正する場合も関連規則等に沿った手続による進行管理を徹底することとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立秦野総合高等学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 6 月 2 日（平成 21 年 5 月 18 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 7 月 31 日（神奈川県公報号外第 45 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 支出事務において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める対価の支払の時期を超えて支払っているものがあった。	指導事項については、関係法規についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法規の一層の理解を図るとともに、職員相互間の確認を徹底することにより、適正な支出事務に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立厚木清南高等学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 6 月 16 日（平成 21 年 5 月 13 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 65 号）神奈川県監査委員公表第 15 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 支出事務において、通信制教室エアコンの設置に当たり、工事費の支出科目を誤っていた。また、当該工事の履行確認に当たり、財務規則に定める検査に関する調書を作成していなかった。	指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、神奈川県財務規則の周知徹底に努めるとともに、複数の職員による相互の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名

- 神奈川県立大和東高等学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 1 月 14 日（平成 20 年 12 月 4 日職員調査）
 - 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 7 月 31 日（神奈川県公報号外第 45 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、洗濯機のリサイクルに伴う収集・運搬の処理に当たり、適用すべき支出科目を誤っていた。</p>	<p>指導事項については、支出関係書類の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員により確認し、適正な執行に努めることとした。</p>

-
- 1 監査実施箇所名
神奈川県立座間高等学校
 - 2 監査実施日
平成 21 年 6 月 3 日（平成 21 年 5 月 13 日職員調査）
 - 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 7 月 31 日（神奈川県公報号外第 45 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、非常勤職員の報酬を取扱要領に定められた日に支払っていないものがあつた。</p>	<p>指導事項については、出納員が確認入力を失念し、担当者もシステム上の確認を怠ったため、定められた日に支払うことができなかったものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況確認表により複数の職員で点検することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

-
- 1 監査実施箇所名
神奈川県立保土ヶ谷養護学校
 - 2 監査実施日
平成 21 年 6 月 9 日（平成 21 年 5 月 8 日職員調査）
 - 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 7 月 31 日（神奈川県公報号外第 45 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p>	

<p>支出事務において、出張先で予期し得る施設入場料を前渡金で執行せず、その後の事務処理も不適切であった。</p>	<p>指導事項については、学校行事の内容を正確に把握しなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、教員との連携を密にして適正な執行に努めることとした。</p>
---	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立金沢養護学校
- 2 監査実施日
平成 21 年 6 月 15 日（平成 21 年 5 月 18 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 65 号）神奈川県監査委員公表第 15 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 契約事務において、スクールバス運行業務委託に係る契約書の内容が不適切であった。</p>	<p>指導事項については、業務委託契約に受託者の乗務員に施設を使用させる条文を設けることなく、控え室を使用したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約書の各条文について再度点検を行い、受託業務の遂行に必要な根拠に漏れ等がないか検討し、適正な契約事務の執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
公立学校共済組合神奈川支部
- 2 監査実施日
平成 20 年 11 月 27 日（平成 20 年 10 月 22 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 21 年 4 月 24 日（神奈川県公報号外第 27 号）神奈川県監査委員公表第 6 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 契約事務において、メンタルヘルスマ面接相談事業の変更契約が不適切であった。</p>	<p>指導事項については、財務に関する知識が不十分であったことと、進行管理が不適切であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、職員の財務に関する知識向上のため、職場研修を実施するとともに、複数の職員による相互の確認体制を強化するなど適切な事務処理に努めることとした。</p>

	県は、適正な事務処理を徹底して行うよう指導した。
--	--------------------------

- 1 監査実施箇所名
財団法人横浜YMCA
- 2 監査実施日
平成21年1月9日（平成20年10月16日及び17日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成21年4月24日（神奈川県公報号外第27号）神奈川県監査委員公表第6号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財産管理事務において、基本協定書の仕様書に定められた台帳が作成されていなかった。 2 経理事務において、基本協定書に定める収支決算報告書の金額に誤りがあった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導事項の財産管理事務については、基本協定書の内容についての認識が不十分であったことによる。 今後は、基本協定書に定められた台帳を作成し、事務の適正な執行に努めることとした。 県は、適正な事務処理を徹底して行うよう指導した。 2 経理事務については、当該年度のYMCA会計元帳から県の支出項目への振替過程における転記誤り及び集計誤りが原因である。金額を修正のうえ、収支決算報告書を県に提出した。 今後は、複数の職員により確認を行うなど、事務の適正な執行に努めることとした。 県は、確認体制の強化により、適正な事務処理を行うよう指導した。